

レンタサイクル利用規約

ジャンボフェリー株式会社
平成 29 年 8 月 8 日

この利用規約は、ジャンボフェリー株式会社(以下「当社」という。)がジャンボフェリー高松のりば(香川県高松市朝日町5-12-1)で運営するレンタサイクル(以下「レンタサイクル」という。)に関し、利用者に遵守していただく事項を定めたものです。

1. 利用対象者

レンタサイクルの利用対象者は、以下の各号に掲げる方のうち、年齢18歳以上、かつ、身長140センチ以上、かつ、自転車の安全な利用に支障がない方であって、過去にこの利用規約に違反する行為のない方に限らせていただきます。

- ① 利用申込の当日にジャンボフェリー又はフットバスを利用して高松に到着した方、又は、返却予定日にジャンボフェリー又はフットバスを利用して高松から出発する方
- ② 上記①の方を代表者とする同一行程のグループ内の同行者

2. 利用申込

- (1) レンタサイクルの利用を申し込まれる方は、ジャンボフェリー高松のりばの営業時間内(05:15~25:00)にご来場いただき、窓口にてお渡しする利用申込書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
- (2) 利用申込に際して、身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など)をご呈示ください。なお、複写をとらせていただく場合もございます。
- (3) 個人情報、弊社プライバシーポリシーに基づき、厳正に取り扱います。

3. 利用料金及び保証金

レンタサイクルの利用料金は下記のとおりです。料金は利用期間に応じて前払いでお支払いいただきます。保証金は料金と合わせてお預かりします。

| 利用期間 | 利用料金 | 保証金 |
|--------------------------|------|--------|
| 1日(貸出当日の上り第4便の出発時刻までに返却) | 300円 | 1,000円 |
| 2日間(翌日の上り第4便の出発時刻までに返却) | 600円 | 1,000円 |
| 3日間(翌々日の上り第4便の出発時刻までに返却) | 900円 | 1,000円 |

4. 利用期間

- (1) レンタサイクルの利用期間は、最大3日間(貸出日からその翌々日の上り第4便の出発時刻までの間)です。
- (2) 貸出及び返却は、ジャンボフェリー高松のりばの営業時間内(05:15~翌01:00)とします。ただし、フェリー運休の時、自転車のメンテナンスを実施している時、貸出できる車両がない時などの場合は、利用できないことがあります。

5. 自転車の引渡し

- (1) レンタサイクルの自転車のお引渡しにあたっては、利用者ご自身で以下に掲げる四点すべてをご確認いただき、異常があれば、必ず、当社の係員にお申し出ください。
 - ① ブレーキが効くか、
 - ② ハンドルに曲がり、ぐらつきはないか、

- ③ ベルが鳴るか、
 - ④ タイヤの空気が抜けていないか
- (2) サドルの高さは、乗車前に、お客様ご自身で安全な高さに調整して下さい。

6. 自転車安全利用五則の順守

自転車の利用に際しては、香川県警察本部が推奨する自転車安全利用五則を順守してください。

7. 自転車の返却

- (1) レンタサイクルの利用者は、利用申込の際に指定した返却期限までに、ジャンボフェリー高松のりばに返却してください。万一、それ以外の場所で返却を申し出られた場合は、自転車の移送に要した費用を実費で申し受けます。
- (2) 自転車本体だけでなく、カギ、カゴ、ライト、ベル等の付属品類も貸出時と同じ状態で返却してください。
- (3) 返却の際、カゴ等に残っていたレンタル品以外の物については、当社は保管責任を負いません。
- (4) 予定の返却期限の日と異なる日に返却された場合には、事前にお支払いいただいている料金と「3.」に定める所定の利用料金との差額を徴収、又は、払戻させていただきます。なお、「4.(1)」に定める最大の利用期間を過ぎて返却された場合には、超過1日につき1,000円の超過料金をお支払いいただきます。
- (5) 予定の返却期限までに返却がない場合は、当社から電話等で確認させていただきます場合があります。
- (6) 利用者からの連絡がないまま「4.(1)」に定める最大の利用期間を大幅に超過して返却がされないなど、当社が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。また利用料金及び超過料金に加えて、50,000円を限度に違約金を支払いいただく場合があります。

8. 事故

- (1) レンタサイクルの利用者が貸出期間中に事故に遭遇した場合は、速やかに警察に連絡するなど法令で定められた措置をお取りいただくとともに、ジャンボフェリー高松のりばに事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご連絡ください。
- (2) 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任において行っていただきます。当社では、事故についての一切の責任を負いません。また、当社が被害を被った場合には、お客さまに損害賠償を請求することがあります。

9. 自転車の故障、損傷

- (1) 故障時又は損傷時の連絡
貸出期間中に自転車のパンクその他の故障又は損傷があった場合は、速やかにジャンボフェリー高松のりばにご連絡ください。
- (2) パンク修理について
パンクについては、当該自転車を、速やかにジャンボフェリー高松のりばにご返却いただくか、利用者ご自身で最寄りの自転車店に持ち込んで修理願います。最寄りの自転車店で修理を行った場合の修理代金は、当該自転車店発行の領収書等と引き換えに、1,500円を上限として弊社が負担いたします。
- (3) パンク修理以外の修理について
パンク以外の故障又は損傷については、当該自転車を、速やかにジャンボ

フェリー高松のりばにご返却下さい。当社の事前の了解無く、お客さま自身で修理された場合、その費用は負担できません。お客さまに起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受け

(4) 故障又は損傷により発生した損害

貸出期間中における自転車の故障又は損傷によってお客さまや第三者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

10. 自転車の盗難、紛失等

- (1) 貸出期間中に自転車の盗難に会い、又は紛失した場合は、速やかにジャンボフェリー高松のりばにご連絡ください。無施錠のまま放置するなど、利用者
- (2) 自転車を放置禁止区域等に放置して移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客さまに負担していただきます。

11. 鍵の紛失、破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は、交換料として1,000円をご負担いただきます。

12. 禁止行為

- レンタサイクルの利用に際し、次の行為を行わないでください。
- ① 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - ② 危険箇所、不適切な場所での利用
 - ③ 自転車放置禁止区域内及び歩行者や車両の通行障害となるような場所での駐輪
 - ④ 自転車及び備品の改造など現状の変更
 - ⑤ パンクなど自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為
 - ⑥ 申込者以外の第三者に使用させること

13. 貸出しの拒絶、利用の取り消し

- (1) 当社は、申込者又は利用者が次の各号の一に該当する場合は、自転車の貸出しを拒絶し又は現に貸出期間中であってもその利用を取り消すことができるものとします。
 - ① 過去及び現在に、本利用規約に違反している事実が判明したとき
 - ② 「12. 禁止行為」の規定を遵守できないと認められるとき、その他交通安全の確保に支障を及ぼすと認められるとき
 - ③ 暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき、その他当社の円滑な事業運営に支障を及ぼすとき
 - ④ 申込み時における虚偽の記載や不正利用の事実が判明したとき
 - ⑤ 貸出期間に暴風雨等の悪天候時、又はそれらが予測されたとき
- (2) 前項に基づき利用を取り消された方は、直ちに利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。この場合において、①から④に該当する場合は、既に受領している利用料金の払戻しは一切致しません。
- (3) この利用規約の違反により当社又は第三者が被害を受けた場合には、利用者に対して、損害賠償を請求することがあります。